

# 大都市圏整備計画の概要

# 首都圏整備計画(H18)の概要

## 計画の策定

- ・首都圏整備法に基づき、長期的かつ総合的な視点から、首都圏内の人口規模、土地利用、その他整備計画の基本的事項、政策区域の整備に関する根幹的事項を定める。
- ・対象区域 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の1都7県

## 首都圏の将来像【基本編】(計画期間:H11～H27年度まで)

目標とする社会や生活の姿

- ・我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備
- ・個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現
- ・環境と共生する首都圏の実現
- ・安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成
- ・将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造

地域構造の基本的方向

首都圏が我が国の活力を創出する地域として、また、安全で快適な生活環境を備えた地域として発展していくため、諸機能の充実・強化を図るとともに、首都圏の全体構造として東京中心部の過度の依存を緩和し、各地域の拠点的な都市を中心に諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域の形成と、それらの地域の相互の連携・交流によって機能を高めあう「**分散型ネットワーク構造**」を目指す。

## 首都圏＜分散型ネットワーク構造＞



## 地域整備の構想【整備編】(計画期間:平成18年度から概ね5年間)

- 東京中心部 一極集中の是正に留意しつつ、我が国の活力創出の中核を担う機能を充実、都市空間の再編整備 等
- 近郊地域 業務、商業、文化、居住等の諸機能がバランス良く配置された自立性高い地域の形成 等
- 関東北部地域 関東北部地域間で環状方向の連携を進め、大環状連携軸の一翼を担う 等
- 関東東部地域 関東北部地域との連携により、大環状連携軸の一翼を担う 等
- 内陸西部地域 関東北部・東部地域との大環状連携軸の形成 等
- 島しょ地域 生活交通のサービス確保を含めた交通、情報通信体系の整備推進による本土と島しょ及び島しょ相互間の連携・交流の強化

# 近畿圏整備計画(旧近畿圏基本整備計画H12)の概要

## 計画の策定

- ・近畿圏整備法に基づき、長期的かつ総合的な視点から今後の近畿圏整備の方向を示す
- ・対象区域 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府6県

## 近畿圏の将来像(計画期間:おおむね15箇年)

目標とする社会や生活の姿

- 強くてしなやかな産業経済圏域の形成
- 内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成
- 文化・学術の中核圏域の形成
- 歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成

目指すべき圏域構造

- 多核格子構造** 各都市・地域が個性を活かして「核」となり、さらに都市・地域間の重層的な連携によって東西方向、南北方向に格子状に結びついた構造
- 意義 圏域の一体化の中で、人々の生活と産業の活力が再生され、近畿圏全体の再活性化が実現・水平的なネットワークの中で、各都市・地域の個性を活かした地域づくりが可能となり、多様性を持った近畿圏が実現・ネットワークの拡大により、他圏域との連携強化、近畿圏各地域と海外との直結が可能となり、様々な交流が活発化

将来の人口像 2007年に約2,367万人とピークに達したあと、人口減少局面に入り、2015年には、約2,344万人(1995年と比べて約14万人増加)となることを見込む

## 近畿圏整備の主要施策

大都市のリノベーション 近畿新生のための産業の新たな展開 内外との様々な交流の推進  
 懐の深い文化・学術の創造 環境と調和した地域の形成 地域特性を踏まえた安全で快適な生活空間の形成 圏域を支える交通・情報通信体系の整備と今後の社会資本整備

## 戦略的な連携軸の形成

大阪湾環状軸の形成 関西内陸環状軸の形成 若狭海道軸の形成  
 吉野熊野歴史自然軸の形成 T・TAT連携軸の形成 福井・滋賀・三重連携軸の形成

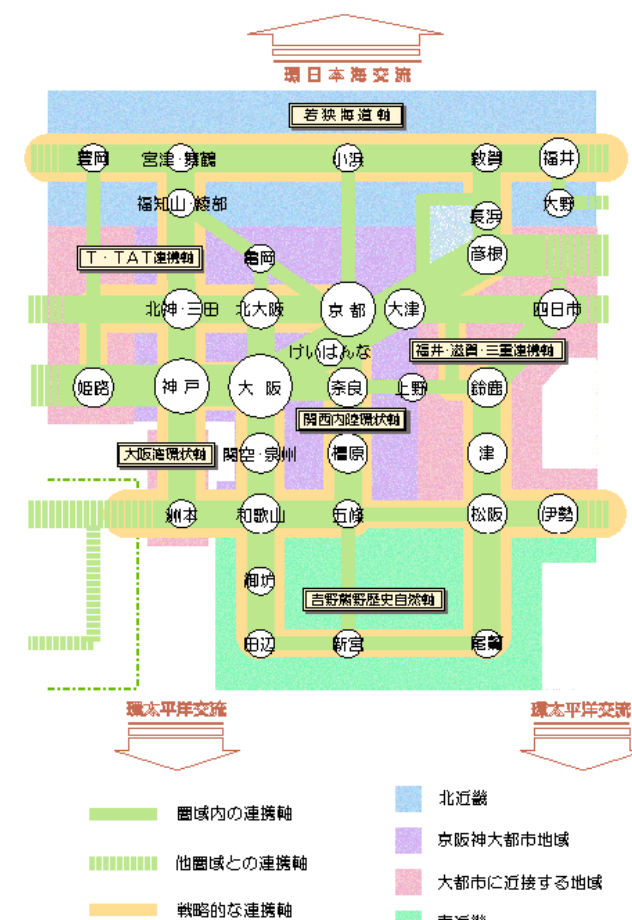
## 施設計画及び区域の指定について

施設計画 総合的かつ基本的な方針に基づき、広域性を有し、かつ、根幹となるべき道路、鉄軌道、港湾、空港、河川、住宅等の30の施設について、事業の実施に当たっての配慮事項を踏まえつつ、その整備の方向付けを行ったもの

区域の指定 近畿圏整備法の規定に基づき、圏域全体の均衡ある発展を図る上で必要な近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定について細目的な基準を定めたもの

## 近畿圏 < 多核格子構造 >

近畿圏基本整備計画(第5次)  
多核格子構造のイメージ



※近畿圏の各都市・地域は個性が強く「核」となることを目指す。上図では、人口等の大きな都市・地域を掲げた。

# 中部圏開発整備計画(旧中部圏基本開発整備計画H12)の概要

## 計画の策定

- ・中部圏開発整備法に基づいて、長期的かつ総合的な視点から今後の中部圏の開発整備の方向性を示す
- ・対象区域 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県(9県)

## 中部圏の将来像(計画期間:おおむね15箇年)

中部圏が目標とする社会や生活の姿

- a. 世界に開かれた圏域の形成 b. 国際的産業・技術の創造圏域
- c. 「美しい中部圏」の創出 d. 誰もが暮らしやすい圏域

目指すべき圏域構造 ~ 世界に開かれた**多軸連結構造** ~

多様で特色ある資源や高度な産業・技術をいかした連携、交流と中部国際空港をいかした重層的な国際交流を推進することで、4つの国土軸を連結する6つの圏域軸を形成し、多軸型国土形成に向けての新しい流れを創出するとともに、グローバルネットワークの一翼を担う構造

人口の見通し 1995年の約2,116万人から2008年に約2,182万人に達したのち減少に転じ、2015年には約2,162万人(1995年と比べて約46万人増)となると見込む

## 中部圏開発整備の主要施策

世界につながる多様な連携、交流の展開 世界水準の産業・研究開発集積の形成  
豊かな自然と共生した循環型社会の構築 創造性豊かな諸活動の展開  
誰もが暮らしやすい圏域づくりの推進 多様な連携・交流を支える交通、情報通信体系の整備  
と良質な社会資本の形成

## 世界に開かれた多軸連結構造の形成

中部圏における日本海国土軸 中部縦貫軸及び中部圏における北東国土軸  
中部圏における太平洋ベルト地帯の再生、西日本国土軸  
伊勢湾・東海環状軸及び中部圏における太平洋新国土軸  
中部横断軸 東海・信越連携軸 中央横断軸 福井・滋賀・三重連携軸

## 施設計画及び区域の指定について

施設計画 総合的かつ基本的な方針に基づき、広域性を有し、かつ根幹となるべき道路、鉄軌道、港湾、空港、河川、住宅等の34の施設について、事業の実施に当たっての配慮事項を踏まえつつ、その整備の方向付けを行う

区域の指定 中部圏開発整備法に基づき、圏域全体の均衡ある発展を図る上で必要な都市整備区域、都市開発区域、保全区域の指定について細目的な基準を定める

## 中部圏 < 多軸連結構造 >

